令和元年第3回江差町議会定例会資料

資料1:幼児教育・保育の無償化の概要等【議案第1号~第3号、議案第8号関係】	P	1
資料2:江差町立保育所条例新旧対照表【議案第1号関係】	P	3
資料3:江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定		
める条例新旧対照表【議案第2号関係】	P	4
資料4:江差町立幼稚園設置条例新旧対照表【議案第3号関係】	P 4	12
資料5:江差町印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表【議案第4号関係】	P 4	13
資料 6 : 江差町港湾管理条例新旧対照表【議案第 5 号関係】	P 4	15
資料7:江差港マリーナ施設条例新旧対照表【議案第6号関係】	P 5	5 2
資料8:江差町給水条例新旧対照表【議案第7号関係】	P 5	5 5
資料9:プレミアム付商品券事業(事業費)の概要【議案第8号関係】	P 5	5 7
資料10:檜山さけふ化飼育施設整備事業の概要【議案第8号関係】	P 5	5 9
資料11:町道姥神中歌線道路照明改良工事の概要【議案第8号関係】	P 6	3 O
資料12:江差町文化会館非常用発電装置改修【議案第8号関係】	P 6	3 1
資料13:人権擁護委員候補者の推薦について【諮問第1号関係】	P 6	5 2
資料14:教育委員会委員の任命について【同意第1号関係】	P 6	3
資料15:令和元年度国・道への要望等状況一覧(令和元年6月1日~8月31日)	P 6	3 4

幼児教育・保育の無償化の概要等について

1 趣 旨

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、令和元年10月1日から、3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育・保育の費用を無償化することとされ、本年5月に子ども・子育て支援法の改正や関連する法令等が改正されたところである。これらに基づき、当町においても、幼児教育・保育の無償化(以下「無償化」という。)が実施されることに伴い、関係条例の改正及び所要の経費の補正を行うものです。

2 関係条例の改正

- ◆江差町立保育所条例の一部改正
- ◆江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- ◆江差町立幼稚園設置条例の一部改正

3 無償化の概要等

- (1) 幼稚園、保育園、認定子ども園等を利用する子どもたち
 - ア 3歳から5歳まで(幼稚園については、月額上限2.57万円)
 - イ 住民税非課税世帯の0歳から2歳まで
 - ※上記の年齢はクラス年齢。ただし、幼稚園の場合のみ、上記アは満3歳から対象となる。
- (2) 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち
 - 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育(幼稚園に在籍していて、通常の教育標準時間を超えて預かる部分)の利用料が無償化されます。
- (3) 認可外保育施設等を利用する子どもたち
 - ア 3歳から5歳まで(月額3.7万円まで無償化)
 - イ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たち(月額4.2万円まで無償化)
- (4) 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無 償化されます。

4 無償化の流れ

- (1) 幼稚園、保育園、認定子ども園等を利用する子どもたちで、無償化対象者の利用手続きに変更 はありません。利用料(保育料)が「0円」となるため、利用料(保育料)の支払いは発生しま せん。なお、私立幼稚園を利用する子どもたちで、無償化対象者の利用料相当額を私立幼稚園に 対し、町が給付することになります。
- (2) 認可外保育施設等を利用する子どもたちで、無償化対象者の利用料は、原則、保護者が領収書等を添付して、町は保護者に対し利用料を補助金として支給することになります。

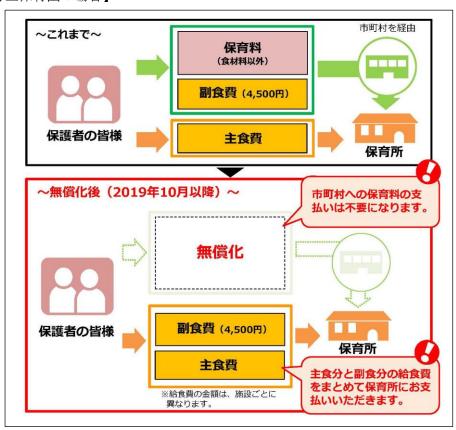
5 園児給食費補助

保護者の経済負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを産み育てる環境づくりを支援するため、現在小中学校で実施している給食費補助と同率の1/3補助の額を補助するもの。

- ◆町立保育園 月額4,500円×6ケ月×1/3=9,000円を補助(1ケ月当たり1,500円)
- ◆公立幼稚園 月額2,600円×6ケ月×1/3=5,200円を補助(1ケ月当たり約866円)
- ◆私立幼稚園 月額3,000円×6ケ月×1/3=6,000円を補助(1ケ月当たり1,000円)

※今回、利用料(保育料)が無償化となる3歳から5歳のうち、住民税非課税世帯(年収360万円未満)や第3子以降の給食費が免除されていることから、これら免除以外の世帯から給食費を徴収し、学校給食費補助と同様に年度末に一括補助する。ただし、給食費を当該年度末までに全額納付した保護者を対象とする。

【町立保育園の場合】



6 事業費(補正予算額)

◆園児給食費補助(幼稚園分)

◆障害者自立支援給付審査支払等システム改修事業
 ◆幼児教育・保育無償化事業
 1,953 千円
 1)幼保無償化事務費
 2)幼保無償化システム改修
 ◆園児給食費補助(保育所分)
 ◆子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園への施設型給付(幼児教育・保育無償化分)
 535 千円
 450 千円

247 千円

麦
图
衣
$\underline{\square}$
/ 例新
例
₩
吊
咲
1

洲
从

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
改正後	改正前
(保育の必要性の基準)	(保育の必要性の基準)
第6条 保育の認定は、小学校就学前子供の保護者のいずれもが次の各	第6条 保育の認定は、小学校就学前子供の保護者のいずれもが次の各
号のいずれかに該当する場合に行うものとする。	号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
(1) ~ (5) (略)	(1) ~ (5) (略)
(6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	(6) 求職活動 (企業の準備を含む。)を継続的に行つていること。
$(7) \sim (12)$ (B)	$(7) \sim (12)$ (F)
(保育料)	(保育料)
第7条 保育所に入所している子ども (児童福祉法第24条第5項又は	第7条 前条の規定により保育所に入所させた児童の保護者は、規則で
第6項の規定により町長が入所させた子どもを除く。)の保護者(子	定めるところにより保育料を納付しなければならない。
ども・子育て支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認	
定子どもに係る教育・保育給付認定保護者である者に限る。)は、規	
則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。	
2 前項の保育料の額は、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保	
育事業の利用者負担額に関する規則(平成28年規則第17号)に上	
り定める利用者負担額(同規則第1条に規定する利用者負担額をいう。	
次項において同じ。)に相当する額とする。	
3 第1項に規定する保護者が本町以外の市町村から子ども・子育て支	
援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けている場合	
における第1項の保育料の額は、前項の規定にかかわらず、当該市町	
村が定める当該保護者の利用者負担額に相当する額とする。	
Nh 則	
この条例は、令和元年10月1日から施行する。	

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	改正後	 (定義) 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、
江差町特定教育・保育施設及、	ria)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に 当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (8) (略) (1) ~ (8) (略) (10) 教育・保育給付認定保護者 教育・保育給付認定保護者をいう。 (11) 教育・保育給付認定保護者 教育・保育給付認定子どもをいう。 (12) 満3歳以上教育・保育給付 法施行令(平成26年政令第213 条第1項に規定する満3歳以上教育 (13) 特定満3歳以上保育認定子 定する特定満3歳以上保育認定子 (14) 満3歳未満保育認定子と (15) 市町村民税所得割合算額 市町村民税所得割合算額をいう。 (15) 有町村民税所得割合算額 市町村民税所得割合算額

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(17) (略)	(12) (略)
(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教	(13) 支給認定 の有効期間 法第21条に規定する <u>支</u>
育・保育給付認定の有効期間をいう。	給認定の有効期間をいう。
(19) 教育・保育 法 <u>第7条第10項第5号</u> に規定する教育・保	(14) 教育・保育 法 <u>第14条第1項</u> に規定する教育・保
育をいう。	育をいう。
(20) (略)	(15) (略)
(21) (略)	(16) (略)
(22) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項にお	(17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項にお
いて準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第	いて準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第
4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区	4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区
を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び	を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び
特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は	特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は
特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含	特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含
<u>む。同条第1項</u> 及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一	<u>む。次条第1項</u> 及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一
部を、 <u>教育・保育給付認定</u> 保護者に代わり特定教育・保育施設又は	部を、支給認定 保護者に代わり特定教育・保育施設又は
特定地域型保育事業者が受領することをいう。	特定地域型保育事業者が受領することをいう。
(23) (略)	(18) (略)
(24) (略)	(19) (略)
(25) (略)	(20) (略)
(26) (略)	(21) (略)
(27) (略)	(22) (略)

1115
**
出
*
Ш
搩
<u> </u>
₩
7/1
か
∞
'√ Ti~
言る
淵
严
K
・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
器
N
汕
È
2
神の
1 <u>1111</u> 1
TIPIT Word
州口
至
田
单
苯
<u></u>
妣
Ž
, 2
Z Z
在
Ym T
<u></u>
ĮII.
数
<u>[</u>
챛
F
业
Ë
' >

改正後	改正前
(28) (略) (29) (略) (一般原則)	(23) (略) (24) (略) (一般原則)
第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準	第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ <u>適切な内容</u> 及び水準
の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
	(内容)
第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行つた <u>教育・保育給付認定保護者(以下</u> 「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関	第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行つた <u>支給認定</u> 保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担
<u>する事項</u> その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始につ	その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始につい
いて利用申込者の同意を得なければならない。 $2 \sim 6$ (略)	て利用申込者の同意を得なければならない。 2~6 (略)
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、 <u>教育・保育給付認定</u> 保護者から利用の	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、支給認定 保護者から利用の

・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 江差町特定教育

改正前 これを拒んではなら 正当な理由がなければ、 改正後 申込みを受けたときは、

ない。

- 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項 において同じ。) は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用し 定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就 学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽 当該特定教育·保育施 設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その ている同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認 申込みを受けた順序により決定する方法、 他公正な方法により選考しなければならない。 0
- 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項 において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又 は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を 現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育 施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係 教育・保育給付認定に基 づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必 要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用で る利用定員の総数を超える場合においては、 るよう、選考するものとする。 က
- これら 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、 4

正当な理由がなければ、

これを拒んではなら 申込みを受けたときは、 ない。 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項 において同じ。) は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用し ている同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 2

学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽 当該特定教育·保育施 基本方針等に基づく選考その _子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就 申込みを受けた順序により決定する方法、 **仏公正な方法により選考しなければならない。** 設の設置者の教育・保育に関する理念、

- 子どもが優先的に利用で 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項 子どもの総数が、当該特定教育・保育 施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係 づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必 において同じ。) は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又 は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を 現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども 支給認定 る利用定員の総数を超える場合においては、 要性が高いと認められる支給認定 きるよう、選考するものとする。 こ該当する支給認定 က
- に
 た
 の 特定教育・保育施設は、 前2項に規定する場合においては、

IJХ
Π
DIT2
五
1
4×
ш
١1-
410
-
F
1
XX
1111
N
, _
£.
~
111
ſι~
12
Mo
1111
*
111/
##
N
1
4
11111
非米
. 1
ر ۱
\sim
ᆀ
7
1
77
\cap
0
اللا
杊
111111
11111
1/11
1
恒
好
J保哲
型保育
以型保育
域型保育
1城型保育
的城型保育
: 地域型保育
产地域型保育
宇护城型保育
华定地域型保 育
特定地域型保育
7.特定地域型保育
()、特定地域型保育
及び特定地域型保育
,及7%特定地域型保育
安及 び特定地域型保育
設及び特定地域型保育
新及び特定地域型保育
施設及び特定地域型保育
旨施設及7%特定地域型保育
育施設及7%特定地域型保育
R育施設及7%特定地域型保育。
保育施設及び特定地域型保育
保育施設及び特定地域型保育
保育施設及び特定地域型保育
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
首•保育施設及び特定地域型保育:
∀育・保育施設及び特定地域型保育
教育·保育施設及7/特定地域型保育:
:教育。保育施設及び特定地域型保育。
詑教育・保育施設及び特定地域型保育
□定教育・保育施設及び特定地域型保育
倖定教育。保育施設及7V特定地域型保育
「特定教育・保育施設及び特定地域型保育:
町特定数首·保育施設及び特定地域型保育
:町特定教育·保育施設及び特定地域型保育:
き町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
:美町特定教育·保育施設及び特定地域型保育:
T 美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
江美町特定教育·保育施設及び特定地域型保育:

故正後	改正前
の項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に	の項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定 保護者に
明示した上で、当該選考を行わなければならない。	明示した上で、当該選考を行わなければならない。
5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子ど	5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定 子ど
もに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、	もに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、
適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適	適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適
切な措置を速やかに講じなければならない。	切な措置を速やかに講じなければならない。
(あつせん、調整及び要請に対する協力)	(あつせん、調整及び要請に対する協力)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 特定教育・保育施設 (認定こども園又は保育所に限る。以下この項	2 特定教育・保育施設 (認定こども園又は保育所に限る。以下この項
において同じ。) は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小	において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小
学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特	学校就学前子どもに該当する支給認定。子どもに係る当該特
定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第	定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第
73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定	73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定
により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければ	により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければ
ならない。	ならない。
(受給資格等の確認)	(受給資格等の確認)
第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場	第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場
合は、必要に応じて、 <u>教育・保育給付認定保護者</u> の提示する支給認定	合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定
証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場	証 (支給認定保護者 が支給認定証の交付を受けていない場
合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令	合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令
第44号)第7条第2項の規定による通知)によつて、教育・保育給	第44号)第7条第2項に規定する 通知)によつて、支給認定の有

1115/
1115
11152
lilZ
RII:
五
4
يار
7
П
=
١,
1417
7/15
₹
Ŧ
n.
XX
111,
N
$\overline{}$
4
\sim
Ju
ĮΨ
^
44
,,,,
1111
*
112
111
1 78
1
11
1
40
7.
Щ41,
III.4T
. 1
N
\sim
4₩
게띠
11-1
Ţ
7
\cap
0
4141
±3#K
411.
<u>lnih</u>
14111
1/
ΉЩ
11
ΠK
Z.,
71
11-1
*
許
封
拉列
岩域
: 郑斌;
计宏域:
: 旷岩城
定 书 域 5
希护岩拟
V特定出域A
()、特定出域
, 7、体 字 岁 域 3
及7/体序出域5
及7、特定的域型
2及7/特定地域5
設及7//特定地域5
i設及(ik特定地域)
布設及7//特定地域表
· 施設及7//特定地域表
ゴ施設及7//特定地域
首施設及7%特定地域5
3首施設及7/特定地域3
保育施設及7/特定地域表
保育施設及び特定地域を
•保育施設及び特定地域表
. • 保育施設及7%特定地域5
■•保育施設及7%特定地域A
首,保育施設及 <i>(</i>)、特定地域5
ク音・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
数首,保育施設及7//特定 <u>地域</u> 5
'教育·保育施設及7%特定地域A
ご教育・保育施設及び特定地域を
定数首,保育施設及7/1特定地域5
キ:定数首・保育施設及び特定地域チ
特定数首 • 保育施設及7%特定地域5

T特定数首。保育施設及7%特定地域5
町特定数首·保育施設及7/特定地域5
⇒町特定教首・保育施設及び特定地域表
芦町特定数首•保育施設及₹/特定地域₹
工差町特定数首。保育施設及7V特定地域5
江美町特定数首·保查施設及7%特定地域5

故正後	改正前
付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、 保育必要量 (法第20条第3項に規定する保育必要量をい	無文給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量
<u>う。)</u> 等を確かめるものとする。 (教育・保育給付認定の申請に係る援助)	等を確かめるものとする。(支給認定の申請に係る援助)
第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わ	第9条 特定教育・保育施設は、支給認定 を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定 の申請が行われるよう必要な援助を行わ
なければならない。	
2 特定教育・保育施設は、 <u>教育・保育給付認定の変更</u> の認定の申請が 遅くとも <u>教育・保育給付認定保護者</u> が受けている <u>教育・保育給付認定</u>	2 特定教育・保育施設は、 <u>支給認定の変更</u> の認定の申請が 遅くとも <u>支給認定保護者</u> が受けている支給認定の有効期間
<u>に有効期間</u> の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わな ければたらない。ただ1. 緊急その他やむを得かい理由がある場合に	の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければたでない。 かだし 緊急その他やかを得かい曲中がある場合に
は、この限りでない。	は、この限りでない。
(心身の状況等の把握)	(心身の状況等の把握)
第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たつては、 教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他 の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たつては、 支給認定 子どもの心身の状況、その置かれている環境、他 の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
(小学校等との連携)	(小学校等との連携)
第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は	第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定 子どもについて、小学校における教育又は

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	する基準を定める条例新旧対照表
改正後	改正前
他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、 <u>教育・保育給付認定</u> 子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、 <u>支給認定</u> 子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
(利用者負担額等の受領) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育	(利用者負担額等の受領) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育 (特別利用保育及び
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。 <u>)</u> を提供した際は、支給認定保護者
<u>どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u> から当該特定教育・ 保育に係る利用者負担額(<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保</u>	から当該特定教育・保 育に係る利用者負担額 (法第27条第3項第2号に掲げる額 (特定教
育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額	育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第 2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供す
をいう。)の支払を受けるものとする。	る場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。) をいう。)の支払を受けるものとする。
2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、 <u>教育・保</u> 育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費	2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、 支給認定 保護者 から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費
用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額	用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額 <u>(その額が現</u> に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育
	に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育 を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総
	理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特別 利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要し

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	する基準を定める条例新旧対照表
改正後	典
	た費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号 に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その 縮が相に当該権別利田納舎に 町1 た豊田を超さるとまけ 当該相に姓
をいう。次項において同じ。) の支払を 受けるものとする。	\
3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特	3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特
に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差	に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差
額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を <u>教育・保育給付認定保護者</u> から受けることができる。	額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を <u>支給認定保護者</u> から受けることができる。
4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、 <u>次に</u> 掲げる	4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、 <u>次の各号に</u> 掲げる
費用の額の支払を <u>教育・保育給付認定保護者</u> から受けることができる。	費用の額の支払を <u>支給認定保護者</u> から受けることができる。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 食事の提供 (次に掲げるものを除く。) に要する費用	(3) 食事の提供 <u>に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる</u> 小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項
	第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)
ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3 歳以上教育・保育給付認定	(新設)

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	改正前	4200年保護者及び当該教育・保 属する者に係る市町村民税所得 10 に定める金額未満であるも 11 に定める金額未満であるも 12 7 1 0 1 円 8げる小学校就学前子どもに該 8げる小学校就学前子どもに該 8ける小学校就学前子どもに該 12 5 7 7 0 0 円 (合第4 13 歳以上教育・保育給付認定 2 5 7 7 0 0 円 (合第4 13 歳以上教育・保育給付認定 2 5 2 は小学校第3 学年修丁前 6 期課程文は特別支援学校の小 2 5 2 は小学校第3 学年修丁前 2 5 2 は小学校第3 学年修丁前 2 5 2 は小学校第3 学年修丁前 2 5 2 は小学校第3 学年修丁前 2 5 3 歳以上がる過合にそれ 2 5 2 は小学校第2 2 をいる。以下 2 5 2 は小学校第2 3 学年修丁前 2 5 2 は小学校第2 3 学年修丁前 2 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
江差町特定教育・保育施設及び特定地域型	改正後	子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定子とも 77,101円(イ) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当を除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4次7) 大めの(ア)又は(イ)において同じ。) 57,700円(令第4分では、77,101円) 大めの(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものがにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれどれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども又は小学校就学前子ども又は小学校第3学年後で前子とものを称く。) (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども又は小学校第3学年修了前子とも(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者をになってある者をに該

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
改正後	改正前
(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者 (まる) 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供	
(4) (略)	(4) (略)
(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において	(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において
通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者 に負担させることが適当と認められるもの
5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた教育・保育給付認定 保護者に対しな付したければたらない。	5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた <u>支給認定保護者</u> に対し、な付しなければならない。
<u> </u>	
を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに <u>教育・保育</u> 絵付数完促雑者に各継の古れをおめる細由について書面によって明ら	を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに <u>支給認定保</u> 業者
	するととも
文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金継の主状に依え同等については、サギにトストレな画しない。	文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金母のエゼンをス同学については、サギにトストレを囲った。
<u> </u>	3.2人近に下き下げて、、は、人目におうしことのです。 (施設型 <u>給付費等</u> の額に係る通知等)
第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育 に係る施設型給付費(法第27条第1項 <u>の施設型給付費をいう</u>	第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育 に係る施設型給付費(法第27条第1項 <u>に規定する施設型給付費をい</u>

表
沿
文
拼
列 列
**
100
Ŕ
他
16
無
其
10
・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
部
洄
連
6
継
#
恒
咲
强
社
呈
定
李
3
及
誤
插
計
氓
•
恒
羧
定
椞
上
米
Ä

改正後	改正前
同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給	項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保
付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給	護者 に対し、当該支給認定保護者 に係る施設型
付費の額を通知しなければならない。	給付費の額を通知しなければならない。
2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定	2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定
教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定	教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定
教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した	教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した
特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保	特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者
護者に対して交付しなければならない。	に対して交付しなければならない。
(特定教育・保育に関する評価等)	(特定教育・保育に関する評価等)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用す	2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用す
る教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当	る支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当
該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者によ	該特定教育・保育施設の職員を除く。) による評価又は外部の者によ
る評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努	る評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努
めなければならない。	めなければならない。
(相談及び接助)	(相談及び援助)
第17条 特定教育・保育施設は、常に <u>教育・保育給付認定子どもの</u> 心	第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの 心
身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、 <u>当該教育・</u>	身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子
保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・	ども又はその保護者
保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要	に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要

条例新旧対照表
定める例
準を定め
関する基準を
関する
の運営に
業の通
保育事
 数型保
毕定地填
及び特
保育施設
定教育・
江差町特

改正後	改正前
な助言その他の援助を行わなければならない。(緊急時等の対応)	な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応)
、ボル・カンパル) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を	、赤心に、サンパル)第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を
行つているときに <u>教育・保育給付認定子どもに</u> 体調の急変が生じた場	行つているときに支給認定子どもに 体調の急変が生じた場
合その他必要な場合は、速やかに当該 <u>教育・保育給付認定子どもに係</u>	合その他必要な場合は、速やかに当該 <u>支給認定子どもの保護者</u>
る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な	
措置を講じなければならない。	措置を講じなければならない。
(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)	(支給認定 保護者に関する市町村への通知)
第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている <u>教育・</u>	第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認
保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不	定子どもの保護者が高い。これでは、一が偽りその他不
正な行為によつて施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたと	正な行為によつて施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたと
きは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係	きは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係
る市町村に通知しなければならない。	る市町村に通知しなければならない。
(運営規程)	(運営規程)
第20条 特定教育・保育施設は、次に 掲げる施設の運営につい	第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営につい
ての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)	ての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)
を定めておかなければならない。	を定めておかなければならない。
$(1) \sim (4)$ (略)	$(1) \sim (4)$ (略)
(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を	(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の
受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額	費用の種類、支払を求める理由及びその額
$(6) \sim (11)$ (略)	(6)~(11) (略)

麦
計器
女四
瀋
各何
10
8
· 定
無る
:育事業の運営に関する基準を定める条例新旧
てる
影響
7
呼
河回
洲
地域型保育事業
平
型
漜
定
び特定が
Š
以及
拓影
保育施調
昳
• 乍
教
出
可係
聖
Ц

(勤務体制の確保等)第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	2 層 電
 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則) 第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 	 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもについては、この限りでない。 3 (略) (支給認定 子どもを平等に取り扱う原則) 第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定 子どもを可等に取り扱う原則) 第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定 子どもを回籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、 <u>教育・保育給付認定</u> 子どもに 対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該 <u>教育・</u> 保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならな い。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に 限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定 子どもに 対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該 <u>支給認</u> 定 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならな い。 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に 限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管

111
##
DIT?
出
1-
4×
ш
١1-
1316
-
Œ
71
Ŕ₩
////
No
``
4
\sim
뷘
7,~
44
1111
##]
/ } -
11/4
11/
2
1
4
70
П41/
ЩлI.
1 1
~~
'nΠ
ÁпП
111111
淵
\cap
0
اللا
杊
111111
11111
1/
卌
世上
保祉
J保育
型保育
S型保 管
城型保育
加城型保育
地域型保 着
三地域型保育
定地域型保管
P. P. P. P. M. M. M. M. M. M. M. M. M. M. M. M. M.
特定地域型保管
/ 特定地域型保管
7.7.特定地域型保育
5 77 特定地域型保管
及び特定地域型保管
设及び特定地域型保管
設及び特定地域型保育
n殼及7%特定地域型保 育
施設及び特定地域型保育
育旃殼及び特定地域型保育
育施設及び特定地域型保育
R.育施設及(7)特定地域型保育
保育施設及び特定地域型保育
,保育施設及び特定地域型保育
保育施設及び特定地域型保育
音・保育施設及び特定地域型保育
育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
数首・保育施設及び特定地域型保育
教育·保育施設及び特定地域型保育
= 教育・保育施設及び特定地域型保育
定教育・保育施設及び特定地域型保育
キ定教育・保育施設及び特定地域型保 責
特定教育·保育施設及び特定班域型保育
「特定教育・保育施設及び特定地域型保育
町特定教育 • 保育施設及び特定地域型保育
き町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
芦町特定教育・保育施設及び特定地域型保 責
美 町特定数
江美町特定教育•保育施設及び特定地域型保育

改正後	改正前
理者は、 <u>教育・保育給付認定</u> 子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその <u>教育・保育給付認定</u> 子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	理者は、支給認定 子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定 子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
(秘密保持等)	(秘密保持等)
第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た <u>教育・保育給付認定子ども</u> 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た <u>支給認定子ども</u> 又はその家族の秘密を 漏らしてはならない。
2 特定教育・保育施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	2 特定教育・保育施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た <u>支給認定子ども</u> 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書による付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書による	3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに
πŁ	支給認定子得ておかた
(情報の提供等)	(情報の提供等)
施設を利用し	育・保育施設を利用し
する小学校就学前子どもに係る <u>教育・保育給付認定</u> 保護者が、その希	する小学校就学前子どもに係る支給認定 保護者が、その希
望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関す	望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関す

条例新旧対照表
定める例
準を定め
関する基準を
関する
の運営に
業の通
保育事
 数型保
毕定地填
及び特
保育施設
定教育・
江差町特

故正後	改正前
る情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 (略)	る情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 (略)
(利益供与等の禁止)	(利益供与等の禁止)
	第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号
治(大)	で、 支
7名(仏母にわいく「心内有又抜争来有寺」といり。)、教目・床月 施設	74 (仏頃において「利用名又抜事来自寺」という。)、教目・休月 施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項におい
	て同じ。) 若しくは地域型保育 (同条第5項に規定する地域型保育を
	いう。次項及び第39条第4項において同じ。)を行う者等又はその
職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教	職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教
育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利	育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利
益を供与してはならない。	結を供与してはならない。
2 (略)	2 (略)
(苦情解決)	(苦情解決)
第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関す	第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関す
る教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の	る支給認定 子ども又は支給認定 保護者その他の
当該教育・保育給付認定子どもの家族 (以下この条において「教育・	当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認
保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応	定 子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応
するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置	するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置
を講じなければならない。	を講じなければならない。
2 (路)	2 (略)

111√
昭
女田
新
各例
訳める糸
8
• `
筆を
基
T
影
運営に関する基準
業
保育事業の
叶
型
石河
流
紫
文
罚
插
保育施
<u>*</u>
· 仁
数
事(元)
1
操
Ħ

以正後	改正前
3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する <u>教育・ 3 4 保育給付認定</u> 子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協 <u>認</u> カするよう努めなければならない。 協士	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する <u>支給</u> <u>認定</u> 子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に 協力するよう努めなければならない。
4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第 4 4 14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問者の の物	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第 14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他 の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若
	しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定 子ども等からの苦情に関して市町++***にもコープのは、おいまして、また、エディン・エディン・エディー・カー・カー・
	ででも、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
5 (略) 5 (事故発生の防止及び発生時の対応) (3	(略) (事故発生の防止及び発生時の対応)
第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止する 第3 ため、次に 定める措置を講じなければならない。 たい (1)~(3) (略) (6)	第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、 $次の各号に定める措置を講じなければならない。 (1) \sim (3) (略)$
2 特定教育・保育施設は、 <u>教育・保育給付認定</u> 子どもに対する特定教 2 4 育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該 育	特定教育・保育施設は、支給認定 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該
教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 支援 3 (略) 3	<u>支給認定</u> 子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (略)

111
#1
DIL.
出
4
44
1/ 1
ш
3412
1/11
듄
150
NV
4/L
N
_
\rightarrow
4
411
ſι~
.12
M
:11111
*
11
押
N
40
7
Ш41/
Щ1I
k 1
~
√ 1_r
넸坁
111
1
\sim
7117
711
.1 mfh
ПП
1/1
恤
叫
吊车
I保查
即保查
型保育
並型保 首
城型保育
机城型保育
地域型保 查
z 出城型保
矿地域型保查
中产地域型保查
特定地域型保查
、特定地域型保查
7.特定
7.特定地域型保育
及7、特定地域型保育
及び特定地域型保育
B B CV特定 地域型保育
設及7%特定地域型保育
h設及7//特定批域型保查
施設及7%特定地域型保育
育施設及7%特定地域型保 育
首施設及7%特定地域型保育
e首施設及7%特定地域型保育
保育施設及⑺特定地域型保育
保育施設及7%特定地域型保育
·保育施設及7%特定地域型保育
(*) 保育施設及び特定地域型保育
首•保育施設及7%特定地域型保 育
「首・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
敎育,保育施設及⑺特定地域型保育
<u>教育。保育施設及7%特定地域型保育</u>
5教育・保育施設及び特定地域型保育
定数首 • 保育施設及7%特定地域型保育
キ定教育・保育施設及イン特定地域型保育
特定教育・保育施設及び特定地域型保育
「特定教育・保育施設及イン特定地域型保育
町特定数首·保育施設及7%特定地域型保育
\$IT特定教育,保育施設及7%特定地域型保育
等町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
: 美町特定教育 • 保育施設及?\特定地域型保育
T
江差町特定数首·保育施設及7%特定地域型保育

改正後	改正前
4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教	4 特定教育・保育施設は、支給認定 子どもに対する特定教
育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を	育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を
速やかに行わなければならない。	速やかに行わなければならない。
(記録の整備)	(記録の整備)
第34条 (略)	第34条 (略)
2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教	2 特定教育・保育施設は、支給認定 子どもに対する特定教
育・保育の提供に関する <u>次に</u> 掲げる記録を整備し、その完結の	育・保育の提供に関する <u>次の各号に</u> 掲げる記録を整備し、その完結の
日から5年間保存しなければならない。	日から5年間保存しなければならない。
(1) (昭)	(1) (略)
(2) 第12条 <u>の規定による特定教育・保育の提供</u>	(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事
の記録	項の記録
(3) 第19条 <u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録	(3) 第19条 <u>に規定する</u> 市町村への通知に係る記録
(4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(4) 第30条第2項 <u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録
(5) 第32条第3項 <u>の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採	(5) 第32条第3項 <u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採
った処置についての記録	った処置についての記録
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条 特定教育・保育施設 (保育所に限る。以下この条において同	第35条 特定教育・保育施設 (保育所に限る。以下この条において同
じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当	じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当
する <u>教育・保育給付認定</u> 子どもに対し特別利用保育を提供する場合に	する <u>支給認定</u> 子どもに対し特別利用保育を提供する場合に
は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならな	は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならな
°८२	٥١)،

・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 江差町特定教育

改正前 特定教育・保育施設が、 場合には、 当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる 前項の規定により特別利用保育を提供する 改正後 特定教育・保育施設が、 場合には、 S

- 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定</u>子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定</u>子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
-) 6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合 こおいて、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は 保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項にお いて同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教</u> 育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる 第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供す 施設型給付費には も」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける 幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育 紙 「教育・保育給付認定子。 前節 とあるのは (法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、 それぞれを含むものとして、 3条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」 る場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、 1 <u>F</u> 同条第4項第3号イ Æ, 条第3項において同じ。 特例施設型給付費 用の額

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 子ども及び当該特別用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育

を含むものとして、本章 (第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項におがで同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 子ども」とおるのは「同号又は同項第2号に掲げる

・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 江差町特定教育

含むものとして、本章 (第6条第3項及 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同 じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当 子どもに対し、特別利用教育を提供する場合 子ども及び当該特 定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学 子どもの総数が、第4条第2 法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければなら 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する 場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる 項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供す この場合において、 学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 る場合には、特定教育・保育には特別利用教育を び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。 小学校就学前子どもに該当する支給認定 改正前 前子どもに該当する支給認定 (特別利用教育の基準) する支給認定 第36条 には、 ない。 2 「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同 じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合 法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければなら 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する 当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特 定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2 項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供す 前節 (第6条第3項 る場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には この場合において、 「教育・保育給付認定子ども」 学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 それぞれ含むものとして、 及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。 改正後 1 5 回号人 (特別利用教育の基準) 特例施設型給付費を、 アする 場合には、 あるのは 第36条 者を除ぐ က

6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる

第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げ

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
る小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第9号に掲げス小学校設学前子ども」と	小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第9号に掲げる小学校報学前子グも、ケート「同号に掲げる小学校
2)	1.女がように隔げる7.子に続き聞けてります。「四々に陥ける7.子は就学前子どもに該当する 支給認定
項第1号 <u>又は第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>教育・保</u>	項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定
育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に	子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号
係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子ども	に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限
の区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第	る。)」とあるのは「除く。)」とする
1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大	
正が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)	
中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子	
ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教	
育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特	
別利用教育を受ける者を除く。)」とする。	
第37条 特定地域型保育事業 (事業所内保育事業を除く。)の	第37条 特定地域型保育事業
利用定員(法第29条第1項の確認に	ち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確
おいて定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭	認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を
的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家	1人以上5人以下 <u>とし、</u> 小規模保育事業A型
庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省	(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労
令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。 <u>第42条</u>	働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。
第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27) 及び <u>小規模保育事業B型</u> (同条
条に規定する小規模保育事業B型をいう <u>。同号において同じ</u> 。) にあつ	に規定する小規模保育事業B型をいう。) に
ては6人以上19人以下、小規模保育事業C型	あつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。) にあつては を6人以上10人以下 居宅 助問型保育事業にあっては	業 c 型(同条に規定する小規模保育事業 c 型をいう。附則第 4 条において同じ。)にあつては c の利用定員の数を 6 人以上 1 0人以下 c し、居宅訪問型保育事業にあつては c の利用定員の数を c 1人とする。
2 (略) (内容及び手続の説明及び同意)	2 (略)(内容及び手続の説明及び同意)
第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の	第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の
運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条 <u>第1項</u> に規定する連携施設の種類 <u>及び名称、当該連携施設が行う</u> 連携協力の概要、	運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条 に規定する連携施設の種類、名称 連携協力の概要、 連携協力の概要、 連携協力の概要、
- 本のでは、1990年の、1990年の1990年 - 1990年 -	- 順員の勤務体間、 <u>や力も負担</u> - その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を 記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込
者の同意を得なければならない。 2 (略)	者の同意を得なければならない。 2 (略)
第39条 特定地域型保育事業者は、 <u>教育・保育給付認定保護者</u> から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者 から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ど	2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ど

#2
表
$\square \nabla$
1,17
RIX
山
1
$\dashv \times$
П
=
4
1
=
F
in
4/4
No
\approx
111
114
١,
44
11111
炒
11
甲
NS
1
40
,
##
1000
NJ
$\tilde{}$
Ιπίκ
AL.
1
77
\sim
9
洲作
케
11111
ļΨIII
<u>Иш</u>
Иm
пK
<u>₹</u>
71
Æι
光光
域 海
大城
地域 型
计扩域型
定 加 加
中定地域型
特定地域型
7.特定 地域型
び特定地域型
及び特定地域型
及び特定地域型
安及(V)特定地域型
設及び特定地域型
布設及 び特定地域型
施設及び特定地域型
雪旃設及び特定地域 型
育施設及7%特定地域型
早首施設及7%特定地域 ³
保育施設及び特定地域型
·保育施設及7%特定地域3
•保育施設及7%特定斯域A
≦・保育施設及び特定地域型
·育・保育施設及び特定地域A
教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
教育 • 保育施設及び特定地域A
F教育・保育施設及び特定地域型
定教育・保育施設及び特定地域A
幸定教育・保育施設及び特定地域型
特定教育·保育施設及び特定地域B
T特定教育·保育施設及び特定地域A
町特定教育·保育施設及び特定地域型
IT 新 新 新
芜町特定教
IT 新 新 新

故正後	故正前
もを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保	もの総数が、当該特定地域型保
育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の	育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の
総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の	総数を超える場合においては、支給認定 に基づき、保育の
必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと	必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと
認められる <u>満3歳未満保育認定子どもが</u> 優先的に利用できるよう、選	認められる支給認定子どもが 優先的に利用できるよう、選
考するものとする。	考するものとする。
3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に	3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に
規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示し	規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者 に明示し
た上で、当該選考を行わなければならない。	た上で、当該選考を行わなければならない。
4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難であ	4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難であ
る場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら	る場合その他利用申込者に係る支給認定子ども に対し自ら
適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1	適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条
項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地	に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域
域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければなら	型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならな
たい。	٥٠/١
(あつせん、調整及び要請に対する協力)	(あつせん、調整及び要請に対する協力)
第40条 (略)	第40条 (略)
2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども	2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校
に係る特定地域型保育事業の	<u> 就学前子どもに該当する支給認定子ども</u> に係る特定地域型保育事業の
利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定	利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定
により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う	により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う

3.7%特定地域型保育事業の渾営に関する基準を定める条何新旧対照表
十田
辩
· 何
公
かん
任
1
計
ス 上
4
##
画
6
継
仙山
以
海
石村
计步
垫
7
弘
旃
• 保查施設及7
₩.
教
汀芜町特定数音
开
批
\vdash

故正後	改正前
調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)	調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)
第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たつて は、満3歳未満保育認定子ども心身の状況、その置かれている環境、 他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならな	第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たつては、 <u>支給認定子ども</u> 心身の状況、その置かれている環境、 他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならな
b)。 (特定教育・保育施設等との連携)	り'。 (特定教育・保育施設等との連携)
第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項 <u>から第5項まで</u> において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供される	第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供される
よう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく	よう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく
M でんろと町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	お、このは、これでは、この限りでない。は、この限りでない。
(1) 特定地域型保育の提供を受けている <u>満3歳未満保育認定子ど</u> <u>も</u> に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他	(1) 特定地域型保育の提供を受けている <u>支給認定子ども</u> - に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切 な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の
	保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病
気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、	気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
改正後	改正前
当該特定地域型保育事業者に代わつて提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた。満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する一番3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該一議3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	当該特定地域型保育事業者に代わつて提供する特定教育・保育をいう
2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げるよう。	(新設)

改正前 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 (新設) (新設) 事業の規 同号の規定 児童福祉法第59 9条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所 以外の場所 模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に 町長が適当と認めるものを第1項第 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設 置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第3 の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなけれ 次に掲げるもの (入所定員が20人 又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A 型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者 事業実施場所において代替保育が提供される場合 係ろ連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、 という。 号において「小規模保育事業A型事業者等」という。 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、 「事業実施場所」 を適用しないこととすることができる。 改正後 条第1項に規定する施設のうち、 であって、 又は事業所(次号において とするものに限る。 以上のものに限る。 と町が認める者 ばならない。 (1)(2)(2)4 2

改正後	改正前
行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの	
(盟) 9	2 (略)
<u>7</u> 事業所内保育事業 <u>(第37条第2項の規定によ</u>	3 事業所内保育事業を行う者であつて、 第37条第2項の規定によ
り定める利用定員が20人以上のもの <u>に限る。次項において「保育所</u>	り定める利用定員が20人以上のもの
型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の	CONでは、第1項本文の
規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第1号及び第2	規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第1号及び第2
号に係る連携協力を求めることを要しない。	号に係る連携協力を求めることを要しない。
8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3	(新設)
第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認め	
るもの (附則)第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」と	
いう。) については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確	
保をしないことができる。	
9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、	4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、
満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保	支給認定子ども について、連携施設又は他の特定教育・保
育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資	育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資
するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施	するよう、支給認定子ども に係る情報の提供その他連携施
設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等	設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等
との密接な連携に努めなければならない。	との密接な連携に努めなければならない。
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育	第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 (特別利用地域型
***	保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を

1112
石
世
Ш Х
开
光
100
₹
N
X
氘
4
烘
茶
K
fo
噐
$\frac{1}{2}$
鸿
腆
6
・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
1
1
叫
杂
古九
址
#: 1/2
が来る
7
₹ X
加加
が描述
叫
供
1/-
引
凝
弫
椞
岸
业
Ä

改正前	該特定地域型保育に 提供した際は、支給認定 保護者から当該特定地域型保育に げる額 係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育を提供する場合にあつては法第 域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める 下る。 る額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。	ないときは、数育・ 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認係る特定地域型保育 係る特定地域型保育 定 保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育 費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別	利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に 規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額 が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当 該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保 育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定 める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型 との名表準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型 保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育	の支払を受けるもの <u>に要した費用の額)</u> をいう。次項において同じ。)の支払を受けるも のとする。
改正後	提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定 係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額 	2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けな保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額		をいう。次項において同じ。)のとする。

·昭表
田社
新
条何
かる
· 证
基準を
1
で関う
運営(
業の
小手
四四
数
萨 下 来
\$ CN!
 析設入
で有・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
:教育
r特定
工港町
, ,~,·

改正後	改正前
で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に	で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に
要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額と	要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育書所基準額と
の差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付	の差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定
<u>認定</u> 保護者から受けることができる。 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地 域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、 <u>次に</u> げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることがで	(保護者から受けることができる。
 (1) ~ (3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 	(1) ~ (3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定 保護者に負担させることが適当と認められるもの
特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、	5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、
当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた <u>教育・保育給付認定</u>	当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた <u>支給認定</u>
保護者に対し交付しなければならない。	保護者に対し交付しなければならない。
特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支	6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支
払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに <u>教育・保</u>	払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定
育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明	保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明
らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、	らかにするとともに、支給認定 保護者に対して説明を行い、

文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金 文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金

江差町特定教育・保育施設及び特定地城型保育事業の運営に関	保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
故正後	故正前
銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程)	銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程)
第46条 特定地域型保育事業者は、 <u>次に</u> 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第46条 特定地域型保育事業者は、 <u>次の各号に</u> 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1) ~ (4) (略) (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を	(1) ~ (4) (略) (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の
受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 $(6) \sim (11)$ (略)	費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) ~ (11) (略)
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第47条 特定地域型保育事業者は、 満3歳未満保育認定子どもに対し、 適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育 事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子ども に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければな	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定 地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければな
らない。ただし、 <u>満3歳未満保育認定子ども</u> に対する特定地域型保育 の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	らない。ただし、支給認定子ども に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3 (略)	3 (略)
(記録の整備)	(記録の整備)
第49条 (略)	第49条 (略)
2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定	2 特定地域型保育事業者は、支給認定子ども に対する特定

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	する基準を定める条例新旧対照表
改正後	放正前
地域型保育の提供に関する <u>次に</u> 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	地域型保育の提供に関する <u>次の各号に</u> 掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次条において準用する第12条<u>の規定による特定地域型保育の提供</u>の記録	(2) 次条において準用する第12条 <u>に規定する提供した特定地域</u> 型保育に係る必要な事項の記録
(3) 次条において準用する第19条 <u>の規定による</u> 市町村への通知 に係る記録	(3) 次条において準用する第19条<u>に規定する</u> 市町村への通知 に係る記録
(4) 次条において準用する第30条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録	(4) 次条において準用する第30条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録
	(5) 次条において準用する第32条第3項 <u>に規定する</u> 事故の状
況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)	況及び事故に際して採つた処置についての記録 (準用)
第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、	第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、
第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、	第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、
特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育に	特定地域型保育事業
ついて準用する。この場合において、	ついて準用する。この場合において、 <u>第14条第1項中「特定教育・</u>
第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるの	保育に係る
は「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、	
特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)	
について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項	施設型給付費(法第27条第1
の施設型給付費をいう。以下とあるのは「地域型保育給付費(法第2	項

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	故正前
9条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において連用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは 「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明	
書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条	に規定
	する施設型給付費をいい、 法第28条第1項に規定する特例施設型給 仕典も今ま。 いエックではが端10条けよい、ケ戸ド、1, 1を2のは
	公「こび頃及びお13本におびて同じ。/ 」 2保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域
	む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に
	係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付
	費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。
	以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」
	と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条
	第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保
中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、	<u>育」と、同条</u> 中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、
第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営	第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営
についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。	についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。
(特別利用地域型保育の基準)	(特別利用地域型保育の基準)
第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小	第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小
学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利	学校就学前子どもに該当する支給認定子ども に対し特別利
用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域	用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域
型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を

当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項 地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学 第1項の規定により特別利用地域型保育 特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども (次条第1項の規定 により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用 第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないも 含む。)の総数が、 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を 前子どもに該当する支給認定子どもを 改正前 ・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 特定地域型保育事業者が、 提供する場合には、 のとする。 以下この章におい 当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項 (次条第1項の規定 により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用 地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育 型 第50条において準 「利用の申込みに係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないも 域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例 39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げ 「満3歳未満保育認 ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認 て同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前 かたがだ 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、 を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。 条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、 3条を除く。 ψ 地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。) (第10条及び第1 (特定満3 歳以上保育認定子どもを除く (第40条第2項を除き 号に掲げる小学校就学前子ども 改正後 とあるのは 4条まで る小学校就学前子ども」 前節 用する第8条から第1 提供する場合には、 含むものとして、 江差町特定教育 第1項第1 のとする。 定子ども

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (第52条第1項の規定	
により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用	
地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学	
前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同	
号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小	
学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要	
の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認め	
られる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあ	
るのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地	
域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他	
公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護	
者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の	
対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該	
当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を	
除く。) 」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」	
とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準に	
より算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前	
項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる	
費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3	
号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条第5項中	
「前各項」とあるのは「前3項」とする	含むものとして、本章 (第3
	9条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。
	_

炭炭
出
1
山
二
ቝ
<u></u>
150
朱
$\tilde{\omega}$
B
定
4
無
114
· (
1
4
票
膩
Ĭ
6
业
471/V
₩,
1.7
\m
子
肾骨
(型保育
域型保育.
也域型保育
产地域型保育:
F定地域型保育
特定地域型保育
び特定地域型保育
及び特定地域型保育
ど及び特定地域型保育
設及び特定地域型保育
布設及び特定地域型保育
が施設及び特定地域型保育
育施設及び特定地域型保育。
吊育施設及び特定地域型保育 。
保育施設及び特定地域型保育。
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
河
教育
河
教育
教育
町特定教育
町特定教育
差町特定教育
町特定教育

攻止後	
(特定利用地域型保育の基準)	(特定利用地域型保育の基準)
第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小	第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小
学校就学前子どもに該当する <u>教育・保育給付認定子ども</u> に対し特定利	学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域	用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域
型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を
提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項	提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項
第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>教育・保育給付認定子</u>	第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
<u>ども</u> 及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げ	及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げ
る小学校就学前子どもに該当する <u>教育・保育給付認定子ども</u> (前条第	る小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当	1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当
該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる	該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる
小学校就学前子どもに該当する <u>教育・保育給付認定子ども</u> を含む。)	小学校就学前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u> を含む。)
の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を	の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を
超えないものとする。	超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育
を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を <u>、地</u>	を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を
域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとし	
て、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教	
育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特	
定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学	
校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3 歳以	

第52条

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。 (特定教育·保育 含むものと 次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、 「額とし」 法第27条第3項第2号に掲げる額 (当該特定教育・保育施設が) 改正前 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 当分の間、第13条第1項中 本章の規定を適用する。 (特定保育所に関する特例) とあるのは 亖 施設が」 玉 第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。 総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲 上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。) 「法第30条 同条第2項中「法第29条第 (満3歳 (法附則第6条第1項に規定する特 3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣 「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型 保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 第13条第1項中「教育·保育給付認定保護者(滿3歲未 定保育所をいう。次項において同じ。) から特定教育・保育 (保育に 第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項にお 上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに 3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以 次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、 満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者 とあるのは)に要する費用」とする 「法第29条第3項第2号に掲げる額」 رُد 改正後 第2項第3号の市町村が定める額」 (特定保育所 (特定保育所に関する特例) とあるのは 未満保育認定子ども 掲げるものを除く。 三 当分の間、 げる費用」 いと同じ 宝 限る。

と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額 項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1) か 「法第 の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の 支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第 1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を あるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用 とあるのは「法附則第9条 とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられ た法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準によ **就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は** 第13条第1項 「法第28条第2 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校 法第27条第3項第1号に掲げ 「当該施設型給付費の支給」 とあるのは をいう。 当分の間、 「同項第3号」 と、同条第2項中 「定める額とする。 第1項第1号イに規定する市町村が定める額」 「法第27条第3項第2号に掲げる額」 特別利用保育を提供する場合においては、 受け、又は受けようとしたとき」と、 改正前 ・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 (施設型給付費等に関する経過措置) に規定する市町村が定める額」 「定める額をいう。 とあるのは「額をいい」 り算定した費用の額」 しない。 るのは (盤) る額」 第3条 -同条第2項中「当該特定教育・保 と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の 支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支 頃の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受 「当該施設型給付費の支給」とあ 第6条及び第7条の規定は適用し 給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1 「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育 改正後 ر کن るのは「当該委託費の支払」とし、 け、又は受けようとしたとき」と、 を除く (保育に限る。) とあるのは 江差町特定教育 削除 (盤) 保育 3 《朱 紙 α

別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定 「同項第3号」とあるの とあるのは「法 「法第28条第2項第2号 こ規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その 額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特 する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該 当該現に特別利用保育に 号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第 同条第2項中「法第30条第2項 第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 「法第27条第3項第1号に **粉則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準によ** り算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超え 及び同号ロに 「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とす 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を 提供する場合においては、第43条第1項中「法第30条第2項第2 要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計 (その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超える。 当該現に特定教育・保育に要した費用の額) 当該現に特定教育・保育に要した費用の額) 3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、 特別利用保育に要した費用を超えるときは、 同条第2項中 改正前 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 規定する市町村が定める額の合計額」 は「法第30条第2項第3号」 28条第2項第3号」 掲げる額 るときは、 額」と、 はき 改正後

40

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
	(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは 「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める 基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要し た費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要し 額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項 第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。
(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
第5条 特定地域型保育事業者 (特例保育所型事業所内保育事業者を除く。) は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の目から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 附則 この条例は、令和元年10月1日から施行する。	第5条 特定地域型保育事業者 は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号 に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>5年</u> を経過する日までの間、連携 施設を確保しないことができる。

第6条 入園料は入園時に、保育料は毎月末日までに、別に発する納入通知書により納付しな 第7条 町長は、規則に定めるところにより、第3子以降に係る入園料及び保育料は免除とす その他町長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することが 2 保育料は、出席日数によりこれを減免しない。ただし、幼稚園の都合により全月休園する 一定額以下の町民税納付世帯について、規則の定めるところにより 町長が特別の理由があると認めたときは、 場合もしくは学校保健法の規定による出席停止が全月にわたる場合はこれを徴収しない。 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 ただし、 第5条 入園料及び保育料は、次のとおりとする。 띰 既に納付した保育料は、還付しない。 全部又は一部を還付することができる。 改 月額 6,300円 全項に規定するほか、 保育料の額を減免する。 (1) 入園料 5,000 円 (入園料及び保育料) 保育料は、災害、 盤 ければならない。 第1条~第4条 (2)保育料 (納付の方法) できる。 (委任) (减免) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 띰 坐 第1条~第4条 副 (削)() (削除) (削除) (委任) 逶

计照表
三 三
例新
る条
To The I
三米
N
「証明に
及び証明に
登録及び証明に
1鑑登録及び証明に
工差町印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(登録資格)	(登録資格)
第2条	第2条 本町に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)
以下「法」という。)に基づき、本町が備える住民基本台帳に記載さ	により記録を受けている者は
<u>れている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</u>	
2 (略)	2 (略)
(登録印鑑)	(登録印鑑)
第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次のいずれかに該当する	第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次のいずれかに該当する
場合は、当該印鑑を登録しないものとする。	場合は、当該印鑑を登録しないものとする。
(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基	(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名もしくは通称(住
本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。)以下「令」という。)	民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26
第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)もしくは通称	第1項に規定する通称をいう。以下同じ)または氏及び名もしくは
(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)ま	通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。
たは氏及び名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせたもので表し	
ていないもの。	
(2) 職業、資格その他氏名 <u>、旧氏</u> 又は通称以外の事項を表してい	(2) 職業、資格その他氏名 Zは通称以外の事項を表してい
るもの。	るもの。
(3) ~ (6) (略)	(3) ~ (8)
2 (略)	2 (略)
(印鑑登録原票)	(印鑑登録原票)
第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係	第6条 町長は、条例第4条の規定による確認をしたときは、印鑑登録
る事項を登録するものとする。	原票に所定の事項を記入し、これを登録保管しなければならない。

表
计照
<u> </u>
華
冬何
NO 4/V
fo
黑
x 1
が証明に
るび証明に
録及び証明に
常発展及び証明に
印鑑登録及び証明に
町印鑑登録及び証明に
江差町印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(登録の抹消)第10条 町長は、印鑑登録者について次の各号の一に該当する場合は、 当該印鑑の登録を抹消するものとする。 (1) ~ (4) (略)(1) ~ (4) (略)	(登録の抹消) 第10条 町長は、印鑑登録者について次の各号の一に該当する場合は、 当該印鑑の登録を抹消するものとする。 (1)~(4) (略)
(6)・(7) (2) (2) (2) (12) (2) (13) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15	(5) たむ、
2 (略)	(Pb) (印鑑登録証明書) 第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影および所定の事項について写しを作成し、これに町長が証明するものとする。

改正後	改正前
別表 (第9条関係)	別表 (第 9 条 関係)
[別記1-1 参照]	[別記1-1 参照]

江差町港湾管理条例新旧対照表

【別記1-1】

改正後

1 けい船岸壁使用料 (入港		入港船舶に	入港船舶につき次の区分計算による		
料を含む。)	区分	単位	1 月	月決めのとき	年決めのとき
				(田)	(田)
	総トン数1トン未満のもの	1隻	期間を定めないで利用する	8 0 0	5, 700
	総トン数1トン以上3トン未満のもの	1隻	船舶等1トン当たり55円	1, 300	8, 700
	総トン数3トン以上5トン未満のもの	1年		1, 500	11, 400
	総トン数5トン以上10トン未満のもの	1		2,600	19,700
	総トン数10トン以上15トン未満のもの	1		3,900	28, 500
	総トン数15トン以上20トン未満のもの	1		5, 100	36,000
	総トン数20トン以上30トン未満のもの	1		9,500	66,000
	総トン数30トン以上50トン未満のもの	1		15, 300	90,800
	総トン数50トン以上100トン未満のも	1 集		18,800	145, 300
	9)				
	総トン数100トン以上300トン未満の	1隻	7,050円	値し、	5日を超える入港の場合は、1

	もの			月毎に5日分とみなす。
	総トン数300トン以上500トン未満の	1 隻	13,390円	
	もの			
	総トン数500トン以上のもの	1隻	13,390円[2100トン	
			増毎に2,350円を加算し	
			た額	
	備考			
	1 24時間未満は1日とし、6月を超え1年未満は1年とする。	年未満は14	: 2 4 5.	
	2 無動力船(1トン未満のものを除く。)。	は、動力船の	ものを除く。)は、動力船の2分の1の額とする。	
	3 1トン未満の端数があるときは、それぞれ1トンとして計算する。	れ1トンとし	、て計算する。	
	4 本表により積算された合計額に10円未	満の端数が生	計額に10円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てるものとする。	り捨てるものとする。
2 物揚場及び荷捌地使用	港湾内、船揚場、津花船揚場を含む。			
料(上屋を含む。)	1 1平方メートルにつき1日ごとに3円			
	備考 1平方メートル未満は1平方メートルとする。	とする。		
	2 電柱及び広告料など			
	電柱1本につき 年 250円			
	広告料1カ所につき 年 1,170円	田		
	備考 1年未満は1年とする。			
3 海浜地占用料	10平方メートルにつき 年 50円			
	(1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。	.2°)		

4 水域占用料	10平方メートルにつき 年 50円
	(1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)
5 土砂採取料	1平方メートルにつき 年 50円
	(1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)
8 工事許可料	1 軽易な工事にして臨時的な工事または仮設工事1件につき 2,350円
	2 前号以外の工事1件につき <u>4,700円</u>
	3 作業1件につき 2,350円
	4 設計変更の許可手数料1件につき 1,170円

【別記1-1】

改正前

1 けい船岸壁使用料 (入港		入港船舶に	入港船舶につき次の区分計算による		
料を含む。)	医分	単位	1 日	月決めのとき	年決めのとき
				(田)	(用)
	総トン数1トン未満のもの	1隻	期間を定めないで利用する	8 0 0	5,600
	総トン数1トン以上3トン未満のもの	1隻	船舶等1トン当たり54円	1, 300	8, 500
	総トン数3トン以上5トン未満のもの	1年		1, 500	11, 200
	総トン数5トン以上10トン末満のもの	1年		2,600	19,300
	総トン数10トン以上15トン未満のもの	1隻		3,800	28,000
	総トン数15トン以上20トン未満のもの	1隻		5,000	35,300
	総トン数20トン以上30トン未満のもの	1		9, 300	64,800
	総トン数30トン以上50トン未満のもの	1		15,000	89,100
	総トン数50トン以上100トン未満のも	1 美		18,500	142, 700
	∂				
	総トン数100トン以上300トン未満の	1隻	6,930円	値し、	5日を超える入港の場合は、1

月毎に5日分とみなす。							り捨てるものとする。									
	13,150円	13,150円に100トン 増毎に <u>2,310円</u> を加算し た額		手とする。	ものを除く。)は、動力船の2分の1の額とする。	して計算する。	計額に10円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てるものとする。									
	1隻	1)		年未満は14	は、動力船の	れ1トンとし	満の端数が4			とする。			0 田			(%)
もの	総トン数300トン以上500トン未満の もの	総トン数500トン以上のもの	備地	1 24時間未満は1日とし、6月を超え1年未満は1年とする。	2 無動力船(1トン未満のものを除く。)	3 1トン未満の端数があるときは、それぞれ1トンとして計算する。	4 本表により積算された合計額に10円未	港湾内、船揚場、津花船揚場を含む。	1 1平方メートルにつき1日ごとに3円	備考 1平方メートル未満は1平方メートルとする。	2 電柱及び広告料など	電柱1本につき 年 250円	広告料1カ所につき 年 1,150	備考 1年未満は1年とする。	10平方メートルにつき 年 50円	(1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。
								2 物揚場及び荷捌地使用	料(上屋を含む。)						3 海浜地占用料	

 4 水域占用料	占用料	10平方メートルにつき 年 50円
		(1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)
5 土砂採取料	探取料	1平方メートルにつき 年 50円
		(1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)
9	工事許可料	1 軽易な工事にして臨時的な工事または仮設工事 1 件につき 2 , $310円$
		2 前号以外の工事1件につき 4,620円
		3 作業1件につき 2,310円
		4 設計変更の許可手数料1件につき 1,150円

改正前	別表 (第10条関係)	【別記1-1 参照】
改正後	別表 (第10条関係)	【別記1-1 参照】

江差港マリーナ施設条例新旧対照表

【別記1-1】

改正後

	施設区分	単位	年額料金	月額料金	日額(1回)料金	宿泊 (1泊) 料金
						$15:00\sim \frac{33}{2}11:$
						0 0
係留·上架施設	浮桟橋・物揚場・固定桟橋	1隻・揚降1回	48, 400	9,630	1,670	
	斜路		25, 770	5,020	1, 150	
	ヨットリフター		32, 260	6, 490	1, 360	
陸上施設	ボーヤイーボ	5 m未満	30,800	6, 200	1, 150	
		5m以上	61, 600	12, 300	2, 300	
	駐車場	1 台	3, 000	_		
屋内施設	艇庫	5 m未満	64, 530	12,880		
		5m以上	129,060	25, 770	l	
	シャワー館	1 人	I		2 0 0	200
	食堂・休憩室	1人			520 (1時間)	2, 930

【別記1-1】

改正前

	施設区分	単位	年額料金	月額料金	日額 (1回) 料金	宿泊 (1泊) 料金
						$15:00\sim \frac{32}{2}11:$
						0 0
係留·上架施設	浮桟橋・物揚場・固定桟橋	1隻・揚降1回	46, 200	9, 200	1, 600	
	斜路		24,600	4,800	1, 100	
	ヨットリフター		30,800	6, 200	1, 300	
陸上施設	ボートケード	5 m光潮	30,800	6, 200	1, 100	
		5m以上	61,600	12, 300	2, 200	
	駐車場	1 台	3, 000	_		
屋内施設	艇庫	5 m未蒲	61, 600	12, 300		
		5m以上	123, 200	24,600		
	シャワー 強	1人	I		2 0 0	200
	食堂・休憩室	1人		I	500 (1時間)	2,800

江差町給水条例新旧対照表

故正後	改正前
(工事の施行)	(工事の施行)
第7条 給水工事は管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した	第7条 給水工事は管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した
者 (法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効	神
となつた者を除く。) (以下「指定給水装置工事事業者」という。) が施	
行する。	施行する。
2~5 (略)	2~5 (略)
別表第3 (第33条関係)	別表第3 (第33条関係)
(1) 設計審査及び工事検査手数料 (1件につき)	(1) 設計審査及び工事検査手数料 (1件につき)
【別記1 参照】	【別記1 参照】
(2) 各種証明手数料	(2) 各種証明手数料
1 作につき 200円	1件につき 200円
(3) 給水装置工事事業者指定手数料及び法第25条の3の2に基づく更	(3) 給水装置工事事業者指定手数料
新手数料 1件につき 10,000円	1件につき 10,000円

プレミアム付商品券事業(事業費)の概要

≪事業費 ⅠⅠ,000千円≫

販売見込対象人数 2,200人

(住民税非課税者 1,953 人・3 歳未満の子が属する世帯の世帯主 115 人・住民税非課税者、3 歳未満の子の世帯主見込み 132 人) 【2,200 人×5,000 円=11,000 千円】

財源:全額国庫補助金

1. 事業目的

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とします。

2. 購入対象者

- (1) 平成 31 年度(2019 年度)住民税非課税者(課税基準日 2019 年 1 月 1 日) ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除きます。
- (2) 3歳未満の子が属する世帯の世帯主(基準日6月1日時点の住所地) (平成28年4月2日~令和元年9月30日までの間に生まれた子のいる世帯の世帯主)

3. 制度概要

(1) 利用可能額

- ① 上記2(1)の該当者 利用可能額2.5万円(購入額2万円)
- ② 上記2(2)の該当者 利用可能額2.5万円(購入額2万円)×3歳未満の子の数 ※販売単位は5千円(購入額4千円)とし、①の該当者は、5回まで ②の該当 者は、5回に子ども数を乗じた数
- (2)割引率 20%

- (5) 販売等委託先 江差商工会
- (6) 利用可能店舗 82店舗(江差町内で営業する店舗等から公募)

※応募期限8月20日

4. 事業スケジュール

日 程	主な内容
6月	・住民税非課税者に購入希望申請を促すための広報活動準備
	・3歳未満の子が属する世帯主の抽出
7月~8月	・住民税非課税者への広報活動実施
	(PR チラシ及び購入引換券交付申請書発送)
	【購入引換券申請受付⇒届き次第、順次審査】
	・購入引換券の作成、送付準備
	• 利用可能店舗公募
9月~随時	・購入引換券発送
10月~3月	・商品券販売・商品券の利用、換金処理

「江差町プレミアム付商品券」取扱加盟店名簿

			叫ノレミアム
	業種 衣料品·	事業所名	住所
1	<u>スス゚ーツ店</u> 衣料品・	ひやまスポーツ商会	本町
2	スポーツ店	レデイース ショップたじま	本町 —————
3	衣料品・	カシミヤ	中歌町
4	衣料品・ スポーツ店	(株)田島屋商店	中歌町
5	印刷店	ヨコノ印刷所	中歌町
6	飲食店	Lino (リノ)	新地町
7	飲食店	追分鮨	新地町
8	飲食店	ホテルニューえさし	新地町
9	飲食店	チャイニース゛ レストラン 美華	新地町
10	飲食店	鮨紋	橋本町
11	飲食店	食彩酒房 さと水	新地町
12	飲食店	スナック ボギー	新地町
13	飲食店	手打ちそば 和海	愛宕町
14	飲食店	イタリア風居酒屋 パレス	新地町
15	飲食店	そば蔵 やまげん	中歌町
16	飲食店	つるみ食堂	橋本町
17	飲食店	居酒屋みどり	本町
18	飲食店	のみくい屋むらかみ	本町
19	飲食店	スナック知	本町
20	飲食店	ダイニング居酒屋 優	新地町
21	飲食店	<u>優</u> ⁄ 旬津花 レストラン津花館	橋本町
22	飲食店	お食事処 えさし	中歌町
23	飲食店	ひのき亭	茂尻町
24	大型店	ファッションセン ターしまむら	柳崎町
25	大型店		新地町
26	大型店	サッポロドラックストアー 江差柳崎店	柳崎町
27	大型店	ホーマック江差柳崎店	伏木戸町
28	大型店	ラルズマート江差店	橋本町
29	大型店	イエローグローブ江差店	伏木戸町
30	大型店	フート゛センター フ゛ンテン江差店	伏木戸町
31	大型店	サッポロドラックストアー 江差店	円山
32	大型店	ダイソー江差店	新地町
33	菓子店	浅野屋	本町
34	菓子店	五勝手屋本舗	本町
35	菓子店	金澤菓子舗	陣屋町
36	菓子店	前田製菓	本町
37	菓子店	山田屋菓子舗	姥神町
38	クリーニンク゛ 店	太陽クリーニングライセンター	本町
39	カリーニング 店	飯田クリーニング	本町
40		セイコーマート 江差新地店	新地町

			/\
41	業種	<u>事業所名</u> セブンイレブン	住所 住所 一
-	コンピー店	<u>江差愛宕町店</u> セブンイレブン	愛宕町
42	コンピー店	江差茂尻町店	茂尻町
43		ローソン江差柳崎店	柳崎町
44	コンピニ店	ローソン江差姥神店	姥神町
45	コンピーニ店	セイコーマート 江差尾山店	尾山町
46	自動車	山崎自動車商会 ネッツトヨタ函館	愛宕町
47	自動車	エグラトコダ国語 江差店	柳崎町
48	食料品店	フードショップ大杉	愛宕町
49	食料品店	関川商店	姥神町
50	食料品店	マスナガ商事	尾山町
51	食料品店	加川商工(株)	中歌町
52	食料品店	従二谷米穀店	愛宕町
53	食料品店	武田精肉店	愛宕町
54	食料品店	浜商店	愛宕町
55	食料品店	わかさ商店	愛宕町
56	食料品店	ささなみ精肉店	茂尻町
57	食料品店	③ 笹浪精肉店	本町
58	食料品店	まちなか市場寄伝家	本町
59	鍼灸	えさし鍼灸	愛宕町
60	その他	室谷塗料店	津花町
61	その他	いちりき商店	本町
62	その他	シャデイ サラダ館江差店	新地町
63	その他	Darts&Café Lupinus	柳崎町
64	その他	香田鮮魚店	津花町
65	その他	北海道立江差病院	伏木戸町
66	その他	南北海道ヤクルト販 売㈱江差センター	茂尻町
67	電気・家電 店	三光電気商会	中歌町
68	電気・家電 店	(株)コンパス エーデン	本町
69	時計·メガネ 店	伊勢谷時計店	中歌町
70	店 時計・メガネ 店	金正堂時計店	本町
71	燃料店	三洋石油商会	姥神町
72	燃料店	岸田商店	橋本町
73	燃料店	前側石油 江差支店	中歌町
74	花・園芸店	フラワーショップ うすき	本町
75	花・園芸店	花工房	橋本町
76	ハンコ店	岡精巧堂	中歌町
77	パン屋	ぱんやベッキー	姥神町
78	本·文具店	万年屋書店	中歌町
79	薬店	ウロコイ辻薬店	姥神町
80	理美容店	ファミリーサロン エルフ	姥神町
81	理美容店	ヘアースタシ゛オ ショーコ゛ー	橋本町
82	理美容店	<u></u> 髪結いや	
	<u> </u>		

檜山さけふ化飼育施設整備事業の概要

く補助事業

事業費:6,380千円(うち自己資金1,380千円)

事業主体:ひやま漁業協同組合

く所管課:産業振興課>

【補正財源構成】—般財源:1,000千円 計1,000千円

事業の必要性

檜山管内のサケの回帰率については低下が続いており、漁獲の減少などにより地域水産業に影響が出ていることから対 策が必要とされている。平成30年度に、さけ・ます飼育センターの未利用資材であった10基の浮上槽を利用したサケ卵か らのふ化飼育実験を実施したところ、サケ稚魚100万尾を生産し良好な結果が得られた。 このことから、サケ親魚の回帰率向上が期待できる地場産サケ稚魚の放流数増大を図るため、浮上槽10基を追加整備し、 地場産のサケ稚魚を200万尾生産する体制を整備し、檜山管内各地に放流する。

事業の概要

国内

ひやま漁業協同組合こ部さけ・ます飼育センターに浮上槽10基の新設及びその他配管工事

実施予定

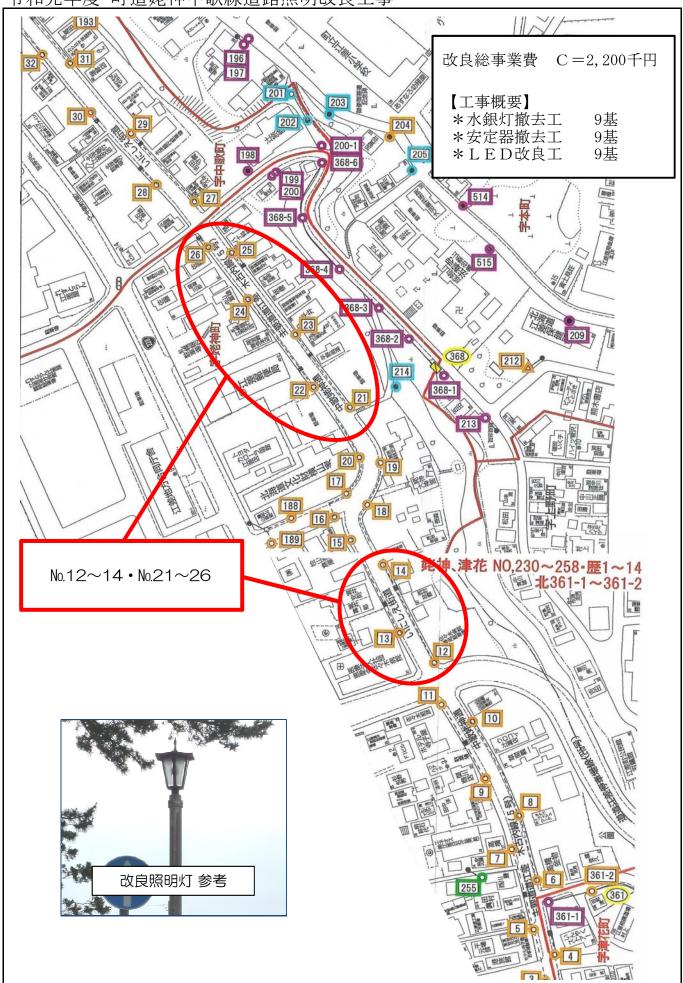
11月から







令和元年度 町道姥神中歌線道路照明改良工事



文化会館非常用発電装置改修 説明資料

担	当	課	係	名	江差		委員会	社会教	育課
事	務	事	業	名	文化	匕会館非	常用発電	電装置	改修
総	事		業	費	9 (3 8 千円	(111	節)	
					装	置	型	式	非常用予備電源装置 YAP125E
発	動	機	規	格	製	迁	± =	年	1989年(平成元年)
光	到	7茂	况	1台	経	過	年	数	3 0 年
					設	置	場	所	屋内





7月5日に電気保安協会による自家用電気工作物月次点検において、非 常用発電機エンジン起動後エラー「H010」(重故障)を表示して非常 経 停止。7月12日に原因調査を行い自動電圧調整器に外観上発錆が見受け られ劣化による自動電圧調整器の不適合が今回の故障要因と判明。

発電機の励磁装置内に設置されており、定常運転時に発電機の電圧を一定に保持する機能によって、負荷が変化するとき電圧を維持し無効電力を調整のうえ動態安定度を向上させること及び電圧急変時速やかに電圧を回 自動電圧調整器の役割復する機能によって、負荷遮断時の電圧上昇を抑制し、過渡安定度を向上 させる等の目的を有しております。

このため、自動電圧調整器は、制御偏差を小さくし十分な即応度を持 ち、制御系として十分安定であることが必要となります。

人権擁護委員

氏 名 加 賀 ^{*††‡‡}

生年月日 昭和33年10月17日生(60歳)

住 所 檜山郡江差町字新栄町10番地

最終学歷 昭和53年3月 北海道江差高等学校卒業

職 歴 等 昭和54年10月 江差漁業協同組合採用

平成 7年 5月 ひやま漁業協同組合退職

平成 9年 4月 江差町社会福祉協議会採用

平成12年 3月 江差町社会福祉協議会事務局次長

平成13年 4月 江差町社会福祉協議会事務局長

平成31年 3月 江差町社会福祉協議会退職(定年)

平成31年 4月 江差町社会福祉協議会(再雇用)

公職等 平成28年12月~平成31年3月 江差町地域福祉計画策定委員会委員

平成29年1月~現在 人権擁護委員(1期)

生年月日 昭和34年8月19日生(60歳)

住 所 檜山郡江差町字橋本町43番地

最終学歷 昭和53年3月 北海道江差高等学校卒業

職 歴 等 昭和54年 4月 東京チロル

昭和55年 4月 高岡葬儀社

平成 5年 9月 (有)高岡葬儀社

平成18年 8月 高岡葬祭(株)

ル 花工房(株)

公職等 昭和62年5月~平成23年3月

昭和63年2月~平成12年2月

平成元年4月~

平成11年4月~

平成12年5月~平成13年3月

平成15年5月~平成27年4月

平成27年5月~

平成16年5月~

平成27年5月~平成28年3月

平成28年4月~

令和元年7月~

平成23年10月~平成27年9月

平成27年10月~令和元年9月

江差町社会教育委員

江差町都市計画審議会委員

保護司 (江差地区保護司会)

江差町公営住宅選考委員会委員

第4次江差町総合計画策定審議会委員

江差商工会理事

江差商工会副会長

(財) 開陽丸青少年センター理事

江差町総合戦略策定委員会委員

江差町総合戦略検証委員会委員

第6次江差町総合計画策定審議会委員

江差町教育委員会委員(1期)

江差町教育委員会委員(2期)

要望団体合和			
会 器 ■	要望内容	要 望 先	備考
提及	令和2年檜山圏域における地方創生推進の重点懸案事項に関する	函館開発建設部	7月2日
	条	函館建設管理部	(函館市・札幌市)
	■『しごと』の創生―農林水産業の振興―	北海道	
· ·	・持続可能な農業経営の確立	北海道開発局	
*•	・森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化	地元選出道議他	
*•	・水産業の振興対策の推進		
• 插	・檜山管内におけるニシン資源復興対策の推進		
檜山地域振興協議会	『ひと』の創生―地域医療・子育て・福祉施策の充実―		
· -	地域医療体制の充実・強化		
<u>٠</u>	子育で・福祉施策の充実	関係省庁	7月3日
	■『まち』の創生―「地方創生」を支える社会資本等の整備―	地元選出国会議員他	(東京都)
· ·	・安心、安全な交通網の確保等		
· ·	・ 治水事業等の促進		
握•	・離島住民の交通の確保		
 	半島振興の充実・強化		
<u>⊞</u>	■国土保全や地方財政措置の充実		
<u> </u>	町村財政基盤の強化		
· •	・準用河川・普通河川の改修に必要な財政支援の拡充		

高規格幹線道路「木	■高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江	函館開発建設部	7月2日
古内・江差間」整備	差間」の早期事業着手について ○道路予算の総額確保、3か年緊急対策の予算確保、新たな財	函館建設管理部	(要望書提出) (函館市・札幌市)
促進協議会	源の創設、老朽化対策予算の別枠確保	北海道開発局	
	○新たな広域道路交通計画の早期策定、重要物流道路の更なる指定・重点整備	地元選出代議士	
	〇北斗茂辺地IC~木古内IC(仮称)間(16.0km)の整	国土交通省	7月3日
	備促進 〇高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・	財務省	(要望書提出) (東京都)
	江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手について	地元選出代議士他	
※7/2~7/3の協議会要	※7/2~7/3の協議会要望書提出は檜山地域振興協議会と連携		
主要道道江差・木古	■主要道道江差・木古内線の整備充実について	函館建設管理部	8月29日~30日
一个十年光口用维罗士	○道路整備の安定的な財源確保等について	北海道建設部	(要望書提出)
內 索整備促進射成宗	〇主要道道江差・木古内線の整備促進について		(函館・札幌)
高規格幹線道路「木	■高規格幹線道路函館・江差自動車道整備における「木古内・江差	函館開発建設部	8月29日~30日
田米八十十	間」の早期事業化について	北海道開発局	(要望書提出)
ロトン・仁左同」 設備	○道路予算の総額確保、3か年緊急対策の予算確保、新		(函館・札幌)
促進協議会	たな財源の創設、老朽化対策予算の別枠確保		
	○新たな広域道路交通計画の早期策定、重要物流道路の更なる指		
	定·重点整備		
	○北斗茂辺地IC~木古内IC (仮称) 間 (16.0 km) の整		
	備促進		
	○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・		
	江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手について		
檜山町村会	■渡島・檜山の地域課題について	自由民主党	8月30日
		地元関係者意見交換会	(木古内町)